

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	吉 田 勝 彦
登録番号又は法人番号	9 6 0 8 4 2 5 2
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	行政書士 吉田勝彦事務所
事務所所在地	東京都新宿区西新宿 3 - 1 5 - 5 ライオンズマンション 3 2 4
処分年月日	平成 3 0 年 1 月 2 4 日（理事会決議日）
処分内容（種類）	2 年間の会員権停止 （東京都行政書士会会則第 23 条第 1 項第 2 号）
上記処分をした理由	<p>吉田会員は、他人名義でキャバクラ店の営業許可を申請して無許可営業を手助けしたとして、平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日、風営法の無許可営業幫助の疑いで逮捕された。その後、略式起訴により、5 0 万円の罰金刑に処せられた。</p> <p>吉田会員の違反行為は、NHK の報道等を通じて広く周知された事などから、その行為は著しく行政書士の品位を貶めたと言え、行政書士法第 10 条に違反していることは明らかである。</p> <p>以上の理由により、上記処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 10 条（行政書士の責務）</p> <p>第 10 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>